資料１１

平成 22 年 12 月 27 日開催
大阪市社会福祉審議会総会資料より抜粋

「総合的な相談支援体制の充実に向けて」の検討について

【趣　　旨】

社会経済状況の変化を踏まえて、見直し時期を迎える本市各福祉計画に共通する相談支援体制の枠組みの検討が必要である。

○ 福祉課題の変化

・地域における生活課題の複雑化・多様化・深刻化（虐待、社会的孤立、貧困等）
・公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題の増加

○ 制度の変更

・高齢者支援のしくみとして地域支援システムを創設（平成 3 年度～）
　障害者や児童にも対象を拡大（平成 17 年度～）
・社会福祉基礎構造改革に基づく介護保険法の制定等、福祉関係各法の改正等（平成 12 年度～）
・地域包括支援センターなど地域における相談支援機関の設置

○ 各福祉計画の次期計画策定

・「大阪市地域福祉計画」（平成 24 年度～）
・「大阪市障害者支援計画」（平成 24 年度～）
・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成 24 年度～）

【検討課題】

今後の本市の相談支援体制の枠組みについて、次の観点から検討を行う。

○ 身近な地域における総合的な相談支援体制の構築
○ 地域における関係機関のつながりの強化
○ 市民の権利擁護に関する相談支援機能の強化
○ 市相談機関・市基幹施設による専門相談と後方支援の強化
○ 担い手の養成・確保の推進　　など